**平成２４年（フ）第６７２号**
北九州市八幡西区紅梅３丁目１番６号
債務者　上野みゆき
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第６８１号**
北九州市八幡西区鷹の巣２丁目８番13号102号
債務者　縄田　一廣
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第６８４号**
北九州市小倉南区富士見２丁目６番27号
債務者　富澤　美恵
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２４年（フ）第１００号**
福岡県田川郡添田町大字添田1052番地
債務者　足立　好子
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２４年（フ）第１０１号**
福岡県田川市大字伊田2717番地
債務者　橋本　伸依
1　決定年月日時　平成24年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
福岡地方裁判所田川支部

**平成２４年（フ）第３５８号**
鹿児島県鹿児島市玉里団地２丁目42番16号
債務者　梅原由美子
1　決定年月日時　平成24年10月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２４年（フ）第３６６号**
鹿児島県鹿児島市緑ヶ丘町４番26―43号
債務者　山下ひづる
1　決定年月日時　平成24年10月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２４年（フ）第３８５号**
鹿児島県いちき串木野市上名7285番地１
債務者　西　紀久美
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２４年（フ）第３８６号**
鹿児島県鹿児島市三和町34番２号
債務者　小杉　孝一
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２４年（フ）第４０６号**
鹿児島県鹿児島市花野光ヶ丘２丁目35番16号コーポ光ケ丘101号
債務者　小濵めぐみ
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２４年（フ）第４１２号**
鹿児島県鹿児島市坂元町990番地４
債務者　二之宮キヨ
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２４年（フ）第９６号**
鹿児島県霧島市国分清水４丁目27番11号
債務者　片平　祐介
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２４年（フ）第９９号**
鹿児島県姶良市西餅田2600番地村田貸家Ｄ棟
債務者　永井　麻生（旧姓川田）
1　決定年月日時　平成24年10月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月17日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２４年（フ）第６９号**
群馬県桐生市新里町野291番地６
債務者　為谷　義行
1　決定年月日時　平成24年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

**平成２４年（フ）第１９６号**
三重県鈴鹿市住吉５丁目３番33号
債務者　楢﨑　幸樹
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
津地方裁判所破産係

**平成２４年（フ）第２１０号**
三重県桑名市新西方２丁目35番地　新西方ハイツＡ棟５号
債務者　酒井　菜緒
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２４年（フ）第２１７号**
三重県員弁郡東員町城山３丁目30番１、前住所三重県員弁郡東員町大字六把野新田132番地29
債務者　兒玉　信子
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２４年（フ）第２２４号**
三重県桑名市大字小貝須345番地１　マイユクール桑名203号、前住所三重県桑名市大字五反田1429番地13
債務者　山本　るみ
1　決定年月日時　平成24年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月18日まで
津地方裁判所四日市支部破産係